

松山市スポーツ大会・合宿等開催助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 本市におけるスポーツ大会及びスポーツ合宿等（以下「大会等」という。）の開催を促進するため、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和 4 4 年規則第 6 号。以下「規則」という。）に定めるところによるものとする。

(助成対象事業)

第 2 条 助成対象事業は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) スポーツ大会

- ア 主に本市の区域内で開催されるもの
- イ 県外からの参加者数が 1 0 0 人以上であるもの

(2) スポーツ合宿等

- ア 本市の区域内で開催されるもの
- イ 県外に所在する団体等が実施するもの
- ウ 旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けた本市の区域内に所在する宿泊施設に宿泊する県外から合宿等に参加する者の延べ宿泊人数が 5 0 人以上であるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象事業としない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (3) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (4) その他市長が不適当と認めるもの

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、大会等の主催者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費とする。ただし、本市以外の者から助成対象事業に係る助成金、補助金その他の財政的支援（愛媛県観光物産協会のコンベンション開催支援事業による助成を除く。）を受けているときは、その額を減じる。

(1) スポーツ大会 会場費、機材・バス等の借上費、看板・ポスター等の制作費、資料印刷費等のスポーツ大会の開催に要する経費（食糧費及び宿泊費を除く。）

(2) スポーツ合宿等 会場費、宿泊費、食糧費（懇親会に係る経費を除く。）、機材・バス等の借上費、看板・ポスター等の制作費、資料印刷費等のスポーツ合宿等の開催に要する経費

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる額のいずれか低い額とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 前条に規定する経費の合計額に100分の20を乗じて得た額（1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）

(2) 別表左欄に掲げる県外参加者の人数の区分に応じて同表右欄に定める限度額

(3) 助成対象事業に係る国又は地方公共団体からの助成金、補助金その他の財政的支援の額に2分の1を乗じて得た額

(交付の申請)

第6条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を大会等の開始日の前日までに市長に提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) スポーツ大会・合宿等開催助成金交付申請書（第1号様式）

(2) スポーツ大会・合宿等事業計画書（第2号様式）

(3) 収支予算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、助成金の交付を決定したときは、スポーツ大会・合宿等開催助成金交付決定通知書（第3号様式）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付の変更申請及び承認)

第9条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、申請に係わる事項を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ事業（変更・中止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増減を伴わない軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業（変更・中止）承認書（第5号様式）により、助成事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) スポーツ大会・合宿等開催助成金実績報告書（第6号様式）

(2) 宿泊証明書（スポーツ合宿の場合に限る。）（第7号様式）

(3) 収支決算書

(4) 領収書若しくは支払を証明する書類又はこれらの写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付額確定及び通知)

第11条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、その旨を助成事業者に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により通知を受けた助成事業者は、規則に定める請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が特別の理由があると認めたとき。

(届出義務の免除)

第14条 規則第8条ただし書の規定により、この要綱に基づく助成金については、同条

各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年3月23日要綱第19号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則（平成24年6月13日要綱第74号）

この要綱は、公布の日から施行し、同日以降に開催される大会等から適用する。

付 則（平成28年3月23日要綱第8号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に開催される大会等から適用する。

付 則（平成29年3月24日要綱第22号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に開催される大会等から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の第6号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和7年3月25日要綱第12号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に開催される大会等から適用する。

(別紙)

別表（第5条関係）

1 スポーツ大会

県外参加者の人数	助成金の限度額
100人以上200人未満	10万円
200人以上300人未満	20万円
300人以上400人未満	30万円
400人以上500人未満	40万円
500人以上600人未満	50万円
600人以上700人未満	60万円
700人以上800人未満	70万円
800人以上900人未満	80万円
900人以上1,000人未満	90万円
1,000人以上	100万円

備考

- (1) この表において「県外参加者」とは、スポーツ大会に県外から参加する者で当該大会のプログラムその他これに類するものに記載のある選手及びその監督、役員その他市長が適当と認める者とする。
- (2) 開催期間が1日のみのスポーツ大会を主催する場合の助成金の限度額は、県外参加者の人数に応じた助成金の限度額に2分の1を乗じて得た額とする。

2 スポーツ合宿等

県外参加者の延べ宿泊人数	助成金の限度額
50人以上100人未満	5万円
100人以上200人未満	10万円
200人以上300人未満	20万円
300人以上400人未満	30万円
400人以上500人未満	40万円
500人以上	50万円

備考

この表において「県外参加者」とは、スポーツ合宿等に県外から参加する選手及びその監督、役員その他市長が適当と認める者とする。